

町田市スポーツ施設整備構想懇談会設置要綱

第1 設置

町田市スポーツ推進条例（平成25年3月町田市条例第6号）第8条に規定するスポーツ推進計画におけるスポーツ施設整備構想の策定に関し、スポーツ関係者等の意見を聴取するため、町田市スポーツ施設整備構想懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

第2 役割

懇談会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域の活性化に係るスポーツイベントの開催に関すること。
- (2) 見るスポーツの充実を図るために必要な施設の整備に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 懇談会は、委員14人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者 3人以内
 - (2) スポーツ関係者 7人以内
 - (3) 地域団体の代表 2人以内
 - (4) 町田商工会議所の代表 1人
 - (5) 一般社団法人町田市観光コンベンション協会の代表 1人

第4 委員の任期

委員の任期は、懇談会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

第5 会長等

- 1 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 懇談会は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

懇談会の庶務は、文化スポーツ振興部スポーツ振興課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、2017年11月14日から施行する。
- 2 この要綱は、2018年3月31日限り、その効力を失う。